

令和3年2月期 定例教育委員会会議・会議録

- ・開催日時 令和3年2月12日（金）
午前11時05分から午前11時40分まで
- ・開催場所 羽曳野市役所 別館3階 特別会議室
- ・出席者 教育長職務代理者 奥 野 貞 一
委員 多 田 謙 司
委員 新 熊 和 彦
委員 古 山 美 穂
- ・説明者 教育次長 高 井 基 晴
学校教育室長 東 浩 朗
生涯学習室長兼
世界遺産・文化財総管理室長 上 野 敏 治
学校教育室副理事 渡 辺 正 治
学校教育課長 前 田 幸 章
社会教育課長 寺 元 正 治
- ・事務局 教育総務課長 木 村 弘 子
教育総務課主幹 芝 池 淳 子
- ・議事日程
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 議案第28号
羽曳野市教育改革審議会条例の一部改正について
 - 日程第3 報告第21号
後援名義の使用許可について
 - 日程第4 その他
・成人式について
・日程調整など
 - 日程第5 議案第29号
令和3年度羽曳野市立学校管理職人事について

開会：午前 11 時 05 分

〔 教育長職務代理者 開会の挨拶 〕

日程第 1 会議録署名委員の指名について

教育長職務代理者において、古山委員を指名しました。

日程第 2 議案第 28 号

羽曳野市教育改革審議会条例の一部改正について

- 学校教育課長より資料に基づき、羽曳野市教育改革審議会条例の一部改正について説明がありました。

《学校教育課長》

新型コロナウイルス感染拡大の防止の観点から、教育改革審議会が開催された場合に、対面にて開催するのではなく、持ち回り等による書面審議を実施する場合に、それを可能とするため、「羽曳野市教育改革審議会条例」を改正することについて、承認を得るものです。

なお、市の他 5 件の条例についても同様の改正があるため、総務課が取りまとめのうえ、「附属機関の書面による審議に伴う関係条例の整備に関する条例」にて改正・告示を行います。

《各委員意見・質問なし》

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第 3 報告第 21 号

後援名義の使用許可について

- 教育総務課長より教育長において専決した継続分の後援名義の使用許可について説明と報告がありました。

《教育総務課長》

前回の教育委員会会議以降に専決処分を行ったもの 2 件になります。

1 件目は、専決日令和 3 年 1 月 21 日、団体名は羽曳野市サッカースポーツ少年団です。2 件目は、専決日令和 3 年 2 月 2 日、団体名は南河内地区人権教

育研究協議会です。2件とも、後援名義使用許可実績のある団体、事業です。

《各委員意見・質問なし》

日程第4 その他

(1) 成人式について

社会教育課長より、令和4年度成人年齢引き下げに伴う対応について、18歳については、大学受験や就職など多忙になることが想定されるため、従来どおり当該年度に20歳になる方を対象とした「(仮称)20歳のつどい」を開催する予定である旨報告がありました。

(2) 事務局より、今後の日程について連絡がありました。

教育長職務代理者より次回の2月臨時教育委員会議を、2月18日(木)に予定することを通知しました。

日程第5 議案第29号

令和3年度羽曳野市立学校管理職人事について

《教育長職務代理者》

議案第29号の審議に入ります前に、発議がございます。

議案第29号につきましては、令和3年度羽曳野市立学校管理職人事に関する議案でございます。

羽曳野市教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、「人事に関する事件」にあたると思いますので秘密会としたいと思います。

このことにつきまして、異議はございませんか。

《全委員》

異議なし

《教育長職務代理者》

全委員一致により議案第29号は秘密会といたします。

それでは、関係者以外の方は退席をお願いします。

●学校教育室長より令和3年度羽曳野市立学校管理職人事について説明がありました。

《各委員意見・質問なし》

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

[教育長職務代理者 閉会の挨拶]

閉会：午前 11 時 40 分